|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 別表（第７条関係） | （平２６告示１２８、令１告示５１、令２告示７８・一部改正） |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 施設機能強化推進費の事業内容 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 　 | 社会復帰等自立促進事業 | 専門機能強化事業 | 総合防災対策強化事業 |
| 施設入所者社会復帰促進事業 | 心身機能低下防止事業 | 処遇困難事例研究事業 | 介護機能強化事業 | 機能回復訓練機能強化事業 | 技術訓練機能強化事業 | 高度処遇強化事業 |
| １．事業内容・目的 | 社会で活躍している施設経験者やアルコール中毒から立ち直った者等を招き、社会復帰のための心構えや断酒のための生活方法等社会で自立生活を営むための必要な心構え、準備について情報交換を行うことにより、入所者の社会復帰を促進する。 | 地域の児童、学生、老人クラブ等を定期的に招へいし、入所者との座談会、レクリエーション及び身寄りのない入所者との一日親子等対話、交流の機会を設けることにより老人ホーム等入所者の孤独感の解消、生きがい高揚、認知症の進行防止、身体機能低下防止等を図る。 | 在宅の寝たきり老人、認知症高齢者等の介護経験者を招き、近隣の施設の相談員、支援員等と共に処遇困難ケースについての研究会を行うほか、職員の施設間交流により新たな処遇技術等を体得させる。 | 家庭において、寝たきり老人、認知症高齢者等を抱え介護している家族等を対象として、介護方法についての相談に応じ、指導することを通じて、寝たきり老人等の多様な態様や、それに対応して家族で行っている様々な介護の方法、本人と家族との接触のあり方等の実態を把握し、知識を深める。 | 家庭において、寝たきり老人等の介護に当たっている家族等を対象として、機能回復訓練や補装具・自助具の装着等についての相談に応じ、指導することを通じて多様な需要や家庭の対応の実態等について把握し、知識を深める。また、在宅障害者等を招き入所者とともに訓練する機会を設け、相互の情報交換、励まし合い、自立意欲の向上等を図る。 | 在宅の老人、障害者等を対象として、技術修得の相談に応じ、指導することを通じて、多様な技術需要を把握し、入所者の訓練内容の充実、改善に資する。また、入所者との共同作業に参加させることにより、入所者と在宅の老人、障害者等相互の情報交換、励まし合い、自立意欲の向上等を図る。 | 入所者に対する処遇の質の高い取り組みを支援する。 | 施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等施設の総合的な防災対策の充実強化を図る。 |
|
| ２．実施方法（例） | ○１施設経験者等部外者を招へいし、講話、座談会を実施する。　　○２入所者の一般工場、事業所等への見学を集団的に実施する。 | 部外者招へいによる入所者との座談会、レクリエーション、一日親子等を実施する。 | ○１近隣施設の職員と共同で処遇困難な事例等の研究会を開催する。　　　○２職員を県内又は県外の他の施設で実地研修させる。 | パンフレット、スライド、ビデオ等により介護方法等を助言、指導する。 | パンフレット、スライド、ビデオ等により機能回復訓練、補装具、自助具の操作方法等を助言、指導する。 | パンフレット、スライド、ビデオ等により技術修得のための作業訓練方法等を助言、指導する。また、入所者との共同作業に参加させる。 | ○１職員体制や施設の運営体制等において個別ケア実現のための特別の取組を行う。　　○２ソーシャルワーク機能の強化に資する教材を購入し、すべての生活相談員に対し研修を実施する。　　○３事故防止に資する業務マニュアルの作成など、危機管理（リスクマネジメント）に関する取組を行う。 | 入所施設 | 通所・利用施設 |
| ○１現体制では夜勤体制及び宿直体制の確保が困難な施設に宿直専門員を雇上げる等夜間巡視体制の強化を図る。　○２地域住民等への防災支援体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。　　　　　　　○３職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。 | ○１地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。　　　　　　　　○２職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。 |
| ３．加算単価 | ３２万円以内 | ３１万円以内 | ３１万円以内 | １５万円以内 | １５万円以内 | １５万円以内 | １５万円以内 | ４７万円以内 | １５万円以内 |